

健康の森管理体制の課題

NPO法人藤沢サンクチュアリ
理事長 高橋和也

今回開園される公園は、都市公園ではあるが、周りの自然と一体化した「健康の森」という自然公園と考えるべきであり、そのために2008年より健康の森あり方検討会が発足し、自然を生かした公園としてどのような自然の公園であるべきか、そのあり方について議論されました。それを受け2010年より、基本計画検討部会が発足し2012年に市長へ健康の森基本計画を提示しました。と同時にあり方検討会、基本計画部会を受けて管理運営協議会が発足し2013年に「健康の森憲章」が制定されました。基本計画の中では、今回公開される公園部分は「谷戸の里再生ゾーン」として位置づけられ、水田、菖蒲園、草原などが基本計画として提示され里山の再生という構想の下に回ることになりました。そして2016年には地域の人、市民の参加を得てワークショップも開催され、その内容がより充実し、具体化すると同時に地域と市民からの賛同と指示を受けました。

公園を開園するにあたり、次のような課題が考えられると思いますので、皆さんにここで定義をし、管理運営協議会とみどり保全課と今後の対応を考えていただきたい。

1. 指定管理者及び業者について

以上の流れを考えると、管理者及び業者はこの考えに基づいての管理運営をしなければならないという課題があるし、業者の選定にはそういった流れを理解し知っている業者が望ましい。

2. 指定管理者と管理運営協議会との連携について

・自然保全のための管理についての協議

憲章「生きものを大切にします」どのような生きものを大切にしたらいいか、その草を刈ったり、木を切ることでどのような生きものに影響が出るかなど協議しながら管理する必要があるのではないか。

・催し物、イベントについての共同参画

憲章「地域活性化」のためのイベントを私たちは今まで試みています。公園が開園したことで地域のためのイベントを行うにあたって指定管理者が企画運営を行い我々が参加お手伝いを行えるようにすることを考えています。

また、私たちは憲章の「次の世代に引き継ぎます」という内容に答えるため、中学生の職業体験の林業実習や高校生のボランティア活動を推進するための催し物を行っています。また、今後、竹細工や、炭焼き、市民のふるさと体験としての農作業、林の保全作業など幅広い催し物、研修講座が考えられます。それに対しての全面的な協力を指定管理者にお願いしたい。

・管理棟、重機の共同利用

管理運営協議会の団体としてチップパーなどの大型の機械を現状では外に放置している。新たらしくできる管理棟での協働管理はできないか。

3. 公園内の規則について

・採集の問題

今近隣のほとんどの公園が採集禁止になっています。かといって全面解除にすると、一部のマニア(大人)が根こそぎ採って行ってしまい、全滅の自体に起こりかねない。そこで、「小学生以外の動植物の採取全面禁止」という日本で初めてのルール作りを行うのはいかがでしょうか。

・犬問題について

以前に検討した時は結論が出ませんでした。私たち犬の侵入全面禁止を進めたい。里山再生ゾーンは景色の再生だけではなく、里山で遊ぶ子ども達を再生しないと本来の健康の森の目的を達成できないと考えています。草原で遊んでいたら犬の糞の上で転んでしまった。花を摘もうとしたら犬の糞があった等、子供たちの活動の妨げになると考えています。犬の侵入の全面禁止か、制限の検討をお願いします。